



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 8 月18日 (木曜日) 第 2312 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 1
- 保安林の指定予定の通知 (15件) …………… (自然環境課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 5
- 土地改良区の役員の退任の届出 (2 件) …… ( “ ) 6

頁

- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示 (3 件) …………… (河川課) 6
- 選挙管理委員会告示**
- 政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 7
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 8
- 資金管理団体の指定取消の届出……………13
- 平成21年分の収支報告書の要旨の一部訂正……………13
- 平成15年分、平成16年分、平成17年分、平成18年分、平成19年分及び平成20年分の収支報告書の要旨の一部訂正……………13

## 告 示

### 宮崎県告示第 675号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年 8 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
えびの薬局	えびの市	薬局	平成23年 8 月 1 日

### 宮崎県告示第 676号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字倉谷甲8009-1、甲8009-5、字西平甲 10551-24、甲 10554-2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 677号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町4263-3・4263-ハ (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 678号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市関之尾町7214-24・7214-25 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 679号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町1109- 141、1109- 143
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

- ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 680号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高野町1616- 5、1618- 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 681号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字床浪 114- 4 ・ 114- 29 ・ 114- 30 ・ 字上椎屋6309- 6 (以上 4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 682号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町東霧島字山下 962- 1 ・ 963 ・ 964 ・ 968- 2 (以上 4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 683号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市野尻町東麓字加例谷 509-39、509-43
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字加例谷 509-39・509-43（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 684号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字長敷 115-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字長敷 115-3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 685号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字須賀飛留 755-2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字須賀飛留 755-2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 686号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字岩屋之内1105-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は禁伐による。  
字岩屋之内1105-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 687号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字中原山 168-1、169-1、172-1、172-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字中原山 168-1・169-1・172-1・172-2（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 688号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字後東下1206-68・字田吹1268・1270-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1269

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 689号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字河内1471-1（次の図に示す部分に限る。）、1469-5、1471-5、1497-13

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字河内1469-5（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之

影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 690号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字中尾内 10511-5（次の図に示す部分に限る。）、10324-1、10324-2、10511-6、10511-7、10518-1、10518-2、10522、10523-1、10523-2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 691号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 荒川内地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	都城市高野町3467
2	” ” 3463-2
3	” ” 3465-2
4	” ” 3465-2
5	” ” 3464-2
6	” ” 3464-2
7	” ” 3464-1

2 中の別府地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から22号までを順次結んだ線及び標柱1号と22号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日向市大字平岩字ミコノ子1535-1
2	” ” ” 1542-2
3	” ” ” 1542-2

4	”	”	”	1542-2
5	”	”	”	1542-2
6	”	”	”	1542-1
7	”	”	”	1542-1
8	”	”	”	1545-1
9	”	”	”	1540-3
10	”	”	字中ノ別府	1035-3
11	”	”	”	1035-1
12	”	”	”	1034-1
13	”	”	”	1058-1
14	”	”	”	1058-1
15	”	”	”	1051
16	”	”	”	1051
17	”	”	”	1049
18	”	”	”	1049
19	”	”	”	1045-1
20	”	”	”	1043
21	”	”	字ミコノ子	1531-4
22	”	”	”	1535-1

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	米良昇	宮崎市大字郡司分乙 893番地 1
副理事長	岩切秀夫	宮崎市大字熊野1399番地
理事	後藤純夫	宮崎市大字本郷南方3016番地イ号
理事	杉山幸安	宮崎市大字田吉1247番地 2
理事	日高尚泰	宮崎市大字恒久1514番地
理事	長友和彦	宮崎市大字加江田3818番地
理事	長友清二	宮崎市大字加江田4495番地 1
理事	金丸輝雄	宮崎市大字熊野1376番地 8
理事	河野泰平	宮崎市大字熊野9937番地
理事	谷口弘身	宮崎市大字熊野9938番地
理事	手束茂紀	宮崎市大字熊野 10316番地
理事	湯地貞幹	宮崎市大字郡司分甲 321番地 2

理事	川越義繼	宮崎市大字本郷南方2668番地
理事	田中盛章	宮崎市大字郡司分甲1020番地 1
総括監事	佐藤律	宮崎市大字熊野 10392番地
監事	太田和廣	宮崎市大字本郷北方3734番地 1

(任期：平成25年 3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	久島時夫	宮崎市大字熊野2577番地
理事	米良昇	宮崎市大字郡司分乙 893番地 1
理事	野崎義則	宮崎市大字本郷北方3252番地
理事	岩切秀夫	宮崎市大字熊野1399番地
理事	井崎政俊	宮崎市大字田吉1236番地 1
理事	串間肇	宮崎市大字本郷北方3644番地 1
理事	鈴木安典	宮崎市大字加江田4490番地 3
理事	長友和彦	宮崎市大字加江田3818番地
理事	金丸輝雄	宮崎市大字熊野1376番地 8
理事	川越義繼	宮崎市大字本郷南方2668番地
理事	河野泰平	宮崎市大字熊野9937番地
理事	正手博	宮崎市大字郡司分甲1981番地
理事	谷口弘身	宮崎市大字熊野9938番地
理事	湯地貞幹	宮崎市大字郡司分甲 321番地 2
監事	佐藤律	宮崎市大字熊野 10392番地
監事	後藤純夫	宮崎市大字本郷南方3016番地イ号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、向田吉野方土地改良区（日南市）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	村 上 一	日南市大字吉野方 387番地
理 事	田 村 忠 義	日南市大字吉野方1024番地 5
理 事	崎 田 康 一	日南市大字吉野方7658番地 1
理 事	門 川 実	日南市大字酒谷乙 632番地
理 事	向 高 丈 博	日南市大字酒谷乙 801番地 1
理 事	藤 丸 靖	日南市大字酒谷乙 335番地
理 事	谷 口 博 教	日南市大字酒谷甲1204番地
理 事	河 野 強	日南市大字吉野方4258番地
理 事	田 中 康 雄	日南市大字吉野方6898番地
監 事	藤 丸 忠	日南市大字酒谷乙 288番地
監 事	岩 下 善 宣	日南市大字吉野方7341番地

(任期：平成26年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	村 上 一	日南市大字吉野方 387番地
理 事	田 村 忠 義	日南市大字吉野方1024番地 5
理 事	崎 田 康 一	日南市大字吉野方7658番地 1
理 事	門 川 実	日南市大字酒谷乙 632番地
理 事	向 高 丈 博	日南市大字酒谷乙 801番地 1
理 事	藤 丸 靖	日南市大字酒谷乙 335番地
理 事	谷 口 博 教	日南市大字酒谷甲1204番地
理 事	河 野 強	日南市大字吉野方4258番地
理 事	田 中 康 雄	日南市大字吉野方6898番地
監 事	藤 丸 忠	日南市大字酒谷乙 288番地
監 事	岩 下 善 宣	日南市大字吉野方7341番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により

、山中土地改良区 (小林市) の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	重 信 喜 一 郎	高原町大字広原1198番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、狭野土地改良区 (高原町) の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	井 上 和 徳	高原町大字蒲牟田 398番地 2

河川法 (昭和39年法律第 167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 8月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 河川の名称

一級河川五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

延岡市貝の畑町2463番地 3 地先から同市貝の畑町2603番地 9 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

名称 道路管理者 延岡市

住所 延岡市東本小路 2 番地 1

代表者の氏名 延岡市長 首 藤 正 治

5 管理の内容

(1) 道路専用施設 (路面 (路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。 ) の新設 (道路の附属物に係るものに限る。 )、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面の維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成23年 8月18日から道路の存続する日まで

河川法 (昭和39年法律第 167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 河川の名称  
二級河川広渡川水系広渡川及び益安川
- 河川管理施設の名称又は種類  
左岸堤防
- 河川管理施設の位置  
日南市大字平山字敷下25番5地先から同市大字平山字松花328番地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所  
名称 道路管理者 宮崎県  
住所 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
代表者の氏名 宮崎県知事 河野俊嗣
- 管理の内容  
(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。 )の新設(道路の附属物に係るものに限る。 )、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面の維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間  
平成23年8月18日から道路の存続する日まで

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月18日

- 設立届  
○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
内村たつよし後援会	内村立吉	宮田三幸	北諸県郡三股町大字樺山5-1	平成23年5月27日
下村豊後援会	下村豊	下村真利子	児湯郡新富町富田西2丁目65番地	平成23年5月27日

- 異動届  
○政党

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党宮崎県歯科医師支部	代表者	重城正敏	田島逸男	平成23年5月6日
	会計責任者	池田昌嗣	新田敬介	

- その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
岩切ゆたか後援会	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺283-25	日向市大字財光寺283-212	平成23年5月2日
	代表者	赤木紀男	栗本秀敏	
石井みどり宮崎県後援会	代表者	重城正敏	田島逸男	平成23年5月6日
	会計責任者	池田昌嗣	新田敬介	

宮崎県知事 河野俊嗣

- 河川の名称  
二級河川耳川水系耳川
- 河川管理施設の名称又は種類  
左岸堤防
- 河川管理施設の位置  
日向市大字幸脇字飯谷1862番5地先から同市大字幸脇字前田1562番2地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所  
名称 道路管理者 宮崎県  
住所 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
代表者の氏名 宮崎県知事 河野俊嗣
- 管理の内容  
(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。 )の新設(道路の附属物に係るものに限る。 )、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面の維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間  
平成23年8月18日から道路の存続する日まで

## 選挙管理委員告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康

西村まさみ宮崎県後援会	代 表 者	重 城 正 敏	田 島 逸 男	平成23年5月6日
	会 計 責 任 者	池 田 昌 嗣	新 田 敬 介	
日高あきひこ後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市小戸町 104-1 リ ベラルーツ葉 110号	宮崎市青島 2丁目6-11 セゾン青島	平成23年5月6日
宮崎県歯科医師連盟	代 表 者	重 城 正 敏	田 島 逸 男	平成23年5月6日
	会 計 責 任 者	池 田 昌 嗣	新 田 敬 介	
渡辺創後援会	会 計 責 任 者	渡 辺 杏 子	横 井 英 紀	平成23年5月16日
右松たかひろ後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市大橋 2丁目29	宮崎市大橋 3丁目 200	平成23年5月17日
みつゆき潤一後援会	会 計 責 任 者	山之内 則 道	森 重 政 名	平成23年5月19日
宮崎成山会	政 治 団 体 の 名 称	宮 崎 成 山 会	成 山 会	平成23年5月19日
松村ひでとしささえあう会	主たる事務所の所在地	宮崎市城ヶ崎 3丁目11- 5	宮崎市田吉5729-3	平成23年5月25日
本石ながし後援会	会 計 責 任 者	本 石 美 菜 子	本 石 沙 織	平成23年5月27日
徳重忠夫後援会	代 表 者	徳 永 功	若 松 優	平成23年5月30日
	会 計 責 任 者	徳 重 兼 雄	新 原 正 弘	

3 解散届

○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県都城市 第五支部	萩 原 耕 三	林 修	都城市姫城町 9 街区 9 号	平成23年5月19日
自由民主党宮崎県小林市 第一支部	水 間 篤 典	森 岡 貞 志	小林市細野 442-4	平成23年5月30日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中津克司後援会	河 野 紘 心	蟻 川 政 美	児湯郡川南町大字平田13 90番地 1	平成23年5月11日
外山良治「共生の会」	徳 地 市 次	国 部 明 宏	宮崎市大字田吉5729-3	平成23年5月12日
治政会	外 山 良 治	外 山 素 子	宮崎市恒久南4丁目 172 -61	平成23年5月12日
和芽会	前 本 尚 登	山 尾 三 喜 年	宮崎市福島町寺山3147- 26あけぼの幼稚園内	平成23年5月16日
前本和男後援会	前 本 和 男	山 尾 三 喜 年	宮崎市福島町寺山3147- 26	平成23年5月16日
豊倉照光後援会	脇 田 三 男	和 場 三 智 子	日南市大字屋倉5037番地	平成23年5月17日
西道紀一後援会	中 谷 良 治	上 床 洋 昭	小林市須木大字中原2352 - 1	平成23年5月17日
萩原耕三後援会	原 田 壽	森 田 忠 司	都城市姫城町 9 街区 9 号	平成23年5月19日
岩切順子後援会	白 崎 巖	興 梶 雅 洋	宮崎市大字瓜生野 267- 1	平成23年5月24日
かわの美恵子後援会	中 村 和 夫	清 藤 悟	宮崎市佐土原町下那珂45 18- 170	平成23年5月26日
末永敏幸後援会	松 田 常 喜	鶴 田 五 雄	東臼杵郡美郷町南郷区水 清谷 875	平成23年5月27日
影山一雄後援会	甲 斐 廣 江	長 尾 隆 俊	日南市大字戸高1177番地	平成23年5月30日
曾川泉後援会	曾 川 泉	黒 木 寛 一	東臼杵郡門川町庵川4896 - 1	平成23年5月31日

入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成23年8月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

( 政 党 )

政治団体の名称 自由民主党宮崎県都城市第五支部

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	661,054円
ア 前年繰越額	240,932円
イ 本年収入額	420,122円
(2) 支出総額	100,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	120,000円
(イ) 法人その他の団体からの寄附	120,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	300,000円
(ア) 自由民主党宮崎県支部連合会	300,000円
カ その他の収入	122円
(ア) 預金利息	122円
合 計	420,122円

[寄附の内訳]

イ 法人その他の団体からの寄附		
第一設備工業㈱	120,000円	宮崎県都城市
小計	120,000円	

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費	100,000円
(オ) 寄附・交付金	100,000円
合 計	100,000円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	581,100円
ア 前年繰越額	561,054円
イ 本年収入額	20,046円
(2) 支出総額	200,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	20,000円
(イ) 法人その他の団体からの寄附	20,000円
カ その他の収入	46円
(ア) 預金利息	46円
合 計	20,046円

[寄附の内訳]

イ 法人その他の団体からの寄附		
第一設備工業㈱	20,000円	宮崎県都城市
小計	20,000円	

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費	200,000円
(カ) 寄附・交付金	200,000円
合 計	200,000円

政治団体の名称 自由民主党宮崎県小林市第一支部

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	460,831円
ア 前年繰越額	340,831円
イ 本年収入額	120,000円
(2) 支出総額	224,335円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	120,000円
(ア) 個人からの寄附	120,000円
合 計	120,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
馬場 昭次	60,000円	宮崎県小林市	
坂下 利博	60,000円	宮崎県小林市	
小計	120,000円		

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	224,335円
(ア) 人件費	135,000円
(イ) 光熱水費	16,535円
(ウ) 備品・消耗品費	12,800円
(エ) 事務所費	60,000円
合 計	224,335円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 中津克司後援会

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 治政会

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 外山良治「共生の会」

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	409,001円
ア 前年繰越額	409,001円

イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	0円
(2) 支出総額	278,000円	イ 本年収入額	0円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	0円
(2) 支出の内訳		政治団体の名称 和芽会	
ア 経常経費	43,900円	(平成22年分)	
ウ 備品・消耗品費	43,900円	1 収入・支出の総額	
イ 政治活動費	234,100円	(1) 収入総額	80,821円
ア 組織活動費	166,300円	ア 前年繰越額	821円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	67,800円	イ 本年収入額	80,000円
b 宣伝事業費	67,800円	(2) 支出総額	80,821円
合 計	278,000円	2 収入・支出の内訳	
(平成23年分)		(1) 収入の内訳	
1 収入・支出の総額		ア 個人の負担する党費又は会費	30,000円
(1) 収入総額	131,001円		30人
ア 前年繰越額	131,001円	イ 寄附	50,000円
イ 本年収入額	0円	ア 個人からの寄附	50,000円
(2) 支出総額	131,001円	合 計	80,000円
2 収入・支出の内訳		[寄附の内訳]	
(2) 支出の内訳		ア 個人からの寄附	
ア 経常経費	37,600円	前本 和男	50,000円
ウ 備品・消耗品費	37,600円	小計	50,000円
イ 政治活動費	93,401円	(2) 支出の内訳	
ア 組織活動費	33,380円	イ 政治活動費	80,821円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	54,000円	ア 組織活動費	50,000円
b 宣伝事業費	54,000円	ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	30,821円
カ その他の経費	6,021円	a 機関紙誌の発行事業費	30,821円
合 計	131,001円	合 計	80,821円
政治団体の名称 前本和男後援会		(平成23年分)	
(平成22年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	50,000円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	50,000円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	50,000円	政治団体の名称 西道紀一後援会	
2 収入・支出の内訳		(平成22年分)	
(1) 収入の内訳		1 収入・支出の総額	
イ 寄附	50,000円	(1) 収入総額	0円
ア 個人からの寄附	50,000円	ア 前年繰越額	0円
合 計	50,000円	イ 本年収入額	0円
[寄附の内訳]		(2) 支出総額	0円
ア 個人からの寄附		(平成23年分)	
前本 和男	50,000円	1 収入・支出の総額	
小計	50,000円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出の内訳		ア 前年繰越額	0円
イ 政治活動費	50,000円	イ 本年収入額	0円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	50,000円	(2) 支出総額	0円
a 機関紙誌の発行事業費	50,000円	政治団体の名称 豊倉照光後援会	
合 計	50,000円	(平成22年分)	
(平成23年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円



イ 政治活動費	86,360円	政治団体の名称 末永敏幸後援会	
(ア) 組織活動費	41,000円	(平成22年分)	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	45,360円	1 収入・支出の総額	
a 機関紙誌の発行事業	45,360円	(1) 収入総額	0円
合 計	88,786円	ア 前年繰越額	0円
		イ 本年収入額	0円
		(2) 支出総額	0円
(平成23年分)			
1 収入・支出の総額		(平成23年分)	
(1) 収入総額	7,477円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	4,477円	(1) 収入総額	0円
イ 本年収入額	3,000円	ア 前年繰越額	0円
(2) 支出総額	7,477円	イ 本年収入額	0円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	0円
(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	3,000円	政治団体の名称 影山一雄後援会	
	3人	(平成22年分)	
合 計	3,000円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出の内訳		(1) 収入総額	9,447円
イ 政治活動費	7,477円	ア 前年繰越額	9,447円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	7,477円	イ 本年収入額	0円
a 機関紙誌の発行事業	7,477円	(2) 支出総額	0円
合 計	7,477円		
政治団体の名称 かわの美恵子後援会		(平成23年分)	
(平成22年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	141,447円
(1) 収入総額	37,590円	ア 前年繰越額	9,447円
ア 前年繰越額	14,590円	イ 本年収入額	132,000円
イ 本年収入額	23,000円	(2) 支出総額	134,664円
(2) 支出総額	28,200円	2 収入・支出の内訳	
2 収入・支出の内訳		(1) 収入の内訳	
(1) 収入の内訳		ア 個人の負担する党費又は会費	132,000円
ア 個人の負担する党費又は会費	23,000円		72人
	23人	合 計	132,000円
合 計	23,000円	(2) 支出の内訳	
(2) 支出の内訳		イ 政治活動費	134,664円
ア 経常経費	9,000円	(ア) 組織活動費	134,664円
(ウ) 備品・消耗品費	9,000円	合 計	134,664円
イ 政治活動費	19,200円		
(ア) 組織活動費	19,200円	政治団体の名称 曾川泉後援会	
合 計	28,200円	(平成22年分)	
(平成23年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	3,090,229円
(1) 収入総額	9,390円	ア 前年繰越額	280,503円
ア 前年繰越額	9,390円	イ 本年収入額	2,809,726円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	2,314,355円
(2) 支出総額	9,390円	2 収入・支出の内訳	
2 収入・支出の内訳		(1) 収入の内訳	
(2) 支出の内訳		ア 個人の負担する党費又は会費	14,000円
ア 経常経費	9,390円		28人
(ウ) 備品・消耗品費	9,390円	イ 寄附	2,795,485円
合 計	9,390円	(ア) 個人からの寄附	2,795,485円
		カ その他の収入	241円
		合 計	2,809,726円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

曾川 泉	1,500,000円	宮崎県門川町
松澤 衛	1,000,000円	宮崎県門川町
曾川 薫子	275,485円	宮崎県門川町
その他	20,000円	
小計	2,795,485円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	1,215,666円
(イ) 光熱水費	118,151円
(ウ) 備品・消耗品費	358,430円
(エ) 事務所費	739,085円

1 取消届

○その他の政治団体

イ 政治活動費	1,098,689円
(ア) 組織活動費	834,956円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	263,733円
a 機関紙誌の発行事業費	152,460円
b 宣伝事業費	111,273円
合 計	2,314,355円

宮崎県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の指定取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 8 月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
外 山 良 治	衆 議 院 議 員	治 政 会	外 山 良 治	宮崎市恒久南4丁目 172-61	平成23年 5 月12日
前 本 和 男	宮崎市議会議員	前 本 和 男 援 会	前 本 和 男	宮崎市福島町寺山3147-26	平成23年 5 月16日

宮崎県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成21年分の収支報告書について自由民主党宮崎県第一選挙区支部の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成23年 8 月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(平成21年分)

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党宮崎県第一選挙区支部	H22. 3. 31	83,266,482	32,959,543	50,306,939	81,562,607	1,703,875	676,500	451	7,432,372		
15,133,000	1,200,000	23,765,372	0	0	25,860,000	5,067	20,921,249	444,421	2,642,197	6,750,836	30,758,703
2,393,188	0	4,835,545	222,680	0	0	0	43,352,491	0	50,803,904	0	

を、

自由民主党宮崎県第一選挙区支部	H22. 3. 31	83,266,482	32,959,543	50,306,939	81,562,607	1,703,875	676,500	451	7,732,372		
14,833,000	1,200,000	23,765,372	0	0	25,860,000	5,067	20,921,249	444,421	2,642,197	6,750,836	30,758,703
2,393,188	0	4,835,545	222,680	0	0	0	43,352,491	0	50,803,904	0	

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定に

より、政治団体の会計責任者から提出された平成15年分、平成16年分、平成17年分、平成18年分、平成19年分及び平成20年分の収支報告書について自由民主党宮崎市支部の会計責任者から訂正の報告が

あったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成15年分、平成16年分、平成17年分、平成18年分、平成19年分及び平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成23年8月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

(平成15年分)

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党宮崎市支部	H16. 02.17	13,283,073	8,103,185	5,179,888	7,316,638	5,966,435	409,200	395	461,000		
0	0	461,000	3,379,580	0	415,000	515,108	1,503,800	512,000	65,300	609,086	2,690,186
1,406,609	754,373	0	0	2,274,856	171,319	0	0	19,295	4,626,452	0	

を、

自由民主党宮崎市支部	H16. 02.17	13,283,073	8,103,185	5,179,888	7,773,652	5,509,421	409,200	395	461,000		
0	0	461,000	3,379,580	0	415,000	515,108	1,503,800	512,000	65,300	609,086	2,690,186
1,406,609	754,373	0	0	2,274,856	171,319	0	0	476,309	5,083,466	0	

に改める。

(平成16年分)

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党宮崎市支部	H17. 02.02	11,571,704	5,966,435	5,605,269	5,422,210	6,149,494	751,200	767	504,000		
0	0	504,000	3,335,000	0	615,000	400,069	1,052,400	515,000	17,844	522,781	2,108,025
833,387	400,000	0	0	2,034,588	0	0	0	46,210	3,314,185	0	

を、

自由民主党宮崎市支部	H17. 02.02	10,875,949	5,509,421	5,366,528	5,571,950	5,303,999	751,200	767	504,000		
0	0	504,000	3,093,986	0	615,000	402,342	1,052,400	515,000	167,584	522,781	2,257,765
833,387	400,000	0	0	2,034,588	0	0	0	46,210	3,314,185	0	

に改める。

(平成17年分)

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党宮崎市支部	H18. 02.02	11,072,226	6,149,494	4,922,732	5,797,561	5,274,665	1,253,400	1,293	504,000
------------	---------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	---------

0	0	504,000	2,510,000	0	345,000	310,332	1,045,000	512,000	29,528	556,896	2,143,424
---	---	---------	-----------	---	---------	---------	-----------	---------	--------	---------	-----------

1,314,866	300,000	0	0	2,018,271	0	0	0	21,000	3,654,137	0
-----------	---------	---	---	-----------	---	---	---	--------	-----------	---

を、に改める。

自由民主党宮崎市支部	H18. 02.02	10,136,101	5,303,999	4,832,102	5,930,861	4,205,240	1,253,400	1,293	504,000
------------	---------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	---------

0	0	504,000	2,419,370	0	345,000	310,332	1,045,000	512,000	29,528	556,896	2,143,424
---	---	---------	-----------	---	---------	---------	-----------	---------	--------	---------	-----------

1,314,866	300,000	0	0	2,018,271	0	0	0	154,300	3,787,437	0
-----------	---------	---	---	-----------	---	---	---	---------	-----------	---

に改める。

(平成18年分)

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党宮崎市支部	H19. 1.31	8,857,292	5,274,665	3,582,627	5,151,686	3,705,606	518,400	510	504,000
------------	--------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----	---------

0	0	504,000	2,405,000	0	155,000	227	674,500	518,890	59,752	738,283	1,991,425
---	---	---------	-----------	---	---------	-----	---------	---------	--------	---------	-----------

959,608	0	0	0	2,198,653	0	0	0	2,000	3,160,261	0
---------	---	---	---	-----------	---	---	---	-------	-----------	---

を、

自由民主党宮崎市支部	H19. 1.31	7,787,867	4,205,240	3,582,627	5,151,686	2,636,181	518,400	510	504,000
------------	--------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----	---------

0	0	504,000	2,405,000	0	155,000	227	674,500	518,890	59,752	738,283	1,991,425
---	---	---------	-----------	---	---------	-----	---------	---------	--------	---------	-----------

959,608	0	0	0	2,198,653	0	0	0	2,000	3,160,261	0
---------	---	---	---	-----------	---	---	---	-------	-----------	---

に改める。

(平成19年分)

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党宮崎市支部	H20. 2.8	8,260,005	3,705,606	4,554,399	5,195,971	3,064,034	1,033,800	1,056	397,000
------------	-------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	---------

0	0	397,000	2,590,000	0	525,000	8,599	740,500	547,230	46,332	470,929	1,804,991
---	---	---------	-----------	---	---------	-------	---------	---------	--------	---------	-----------

1,413,258	150,000	0	0	1,827,722	0	0	0	0	3,390,980	0
-----------	---------	---	---	-----------	---	---	---	---	-----------	---

を、

自由民主党宮崎市支部	H20. 2.8	7,190,580	2,636,181	4,554,399	5,195,971	1,994,609	1,033,800	1,056	397,000
------------	-------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	---------

0	0	397,000	2,590,000	0	525,000	8,599	740,500	547,230	46,332	470,929	1,804,991
---	---	---------	-----------	---	---------	-------	---------	---------	--------	---------	-----------

1,413,258	150,000	0	0	1,827,722	0	0	0	0	3,390,980	0
-----------	---------	---	---	-----------	---	---	---	---	-----------	---

に改める。

(平成20年分)

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党宮崎市支部	H21. 2.20	7,670,342	3,064,034	4,606,308	5,979,728	1,690,614	339,000	337	180,000
------------	--------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----	---------

0	0	180,000	3,390,000	0	280,000	417,308	815,900	514,080	71,627	407,431	1,809,038
---	---	---------	-----------	---	---------	---------	---------	---------	--------	---------	-----------

637,734	0	0	0	3,532,956	0	0	0	0	4,170,690	0
---------	---	---	---	-----------	---	---	---	---	-----------	---

を、

自由民主党宮崎市支部	H21. 2.20	6,925,657	1,994,609	4,931,048	5,235,043	1,690,614	481,800	383	180,000
------------	--------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----	---------

0	0	180,000	3,390,000	0	280,000	599,248	815,900	504,000	88,158	565,171	1,973,229
---	---	---------	-----------	---	---------	---------	---------	---------	--------	---------	-----------

637,734	0	0	0	2,624,080	0	0	0	0	3,261,814	0
---------	---	---	---	-----------	---	---	---	---	-----------	---

に改める。